# 愛媛 県

発行愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年2月21日金曜日 第1433号外1

次 ♦ 監 杳 公 表

監査結果に基づく措置の公表......1

毎週(火・金)曜日発行

# 監査公表

# ○公表第4号

0

 $\bigcirc$ 

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定 により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公 表する。

平成15年2月21日

愛媛県監査委員 小川 一雄 同 横田弘之 同 井 上 和 久 同 吉 久 宏

	監	查	対 象	機	関		監査年月日	
東	予	児	童 相		談	所	平成14年 2 月21日	
中	央	児	童	相	談	所	平成14年 4 月16日	

## (監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意する とともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

### (措置の内容)

# 1 東予児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して 、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に 努めました。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、 電話や担当福祉司の家庭訪問等による納入催促に努めました。

その結果、平成 14年 11月 30日現在における平成 14年度調定 額 37 ,038 ,350 円のうち 24 ,958 ,060 円が納入されました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分 については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努 めます。

### 2 中央児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して 、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に 努めました。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、 電話による催促、更には担当福祉司の面接指導、家庭訪問などの あらゆる機会をとらえ納入催促に努めました。

その結果、平成 14年 12月 31日現在における平成 14年度調定 額 144 204 250 円について、納期到来分 135 ,125 ,460 円のうち 67,357,814円が納入されました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分 については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努 めます。

平成15年 2 月21日	愛	媛	県	報	第1433号外 1